

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

介護保険制度は、平成12年の創設から20年が経過しました。この間、要介護認定の仕組みの見直しや新たなサービスの追加などを実施し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加など社会環境の変化に対応してきました。高齢者の介護に課題を抱える家庭にとって、なくてはならない制度として定着し、利用者は年々増加しています。

我が国は、平成19年に高齢化率が21%を超える超高齢社会となりました。令和7(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」すべてが75歳以上の後期高齢者となり、「5人に1人が75歳以上」という転換の年を迎えます。加えて、令和22(2040)年には「団塊の世代」の子ども世代である、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるため、高齢者人口のピークを迎えることが見込まれています。この影響により、全国的に医療・介護・福祉サービスへの需要が高まるため、地域の高齢者を支える基盤の確保が必要となります。こうした中、平成29年6月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度改正が行われました。

本町は、群馬県内において、相対的にみると比較的高齢化率の低い自治体ですが、平成28年に高齢化率が21%の「超高齢社会」となり、今後も高齢者の増加が見込まれています。

令和3年度からの3年間を計画期間とする、『第8期大泉町高齢者保健福祉計画』（以下、「本計画」という）は、これまでの取り組みや第7期計画の進捗状況、介護保険サービスの利用実績、加えて各種アンケート調査結果からみた課題や生活実態等を踏まえ、本町の地域特性を活かした高齢者保健福祉施策を計画的に進めることを目的に策定するものです。

2 計画の根拠法令

本町の高齢者保健福祉計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく計画であり、高齢者福祉施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般が定められています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき計画であり、介護サービス量の見込みや地域支援事業の量の見込み等について明らかにするものです。

●老人福祉計画

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定される計画で、主に要介護高齢者等の自立した生活を支援する事業等を定めるものですが、本町においては、このほか保健・健康づくり、生きがい対策、生活基盤、生活環境の整備等高齢者の生活に関わる全般的な内容としています。

【老人福祉法】

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

●介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定により、厚生労働大臣の「基本指針」に即して策定するもので、要介護者等のニーズやサービス供給量などを勘案し、介護保険サービス・介護予防サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込みなどに関わる内容となっており、3年ごとに策定され、今回は第8期となります。

【介護保険法】

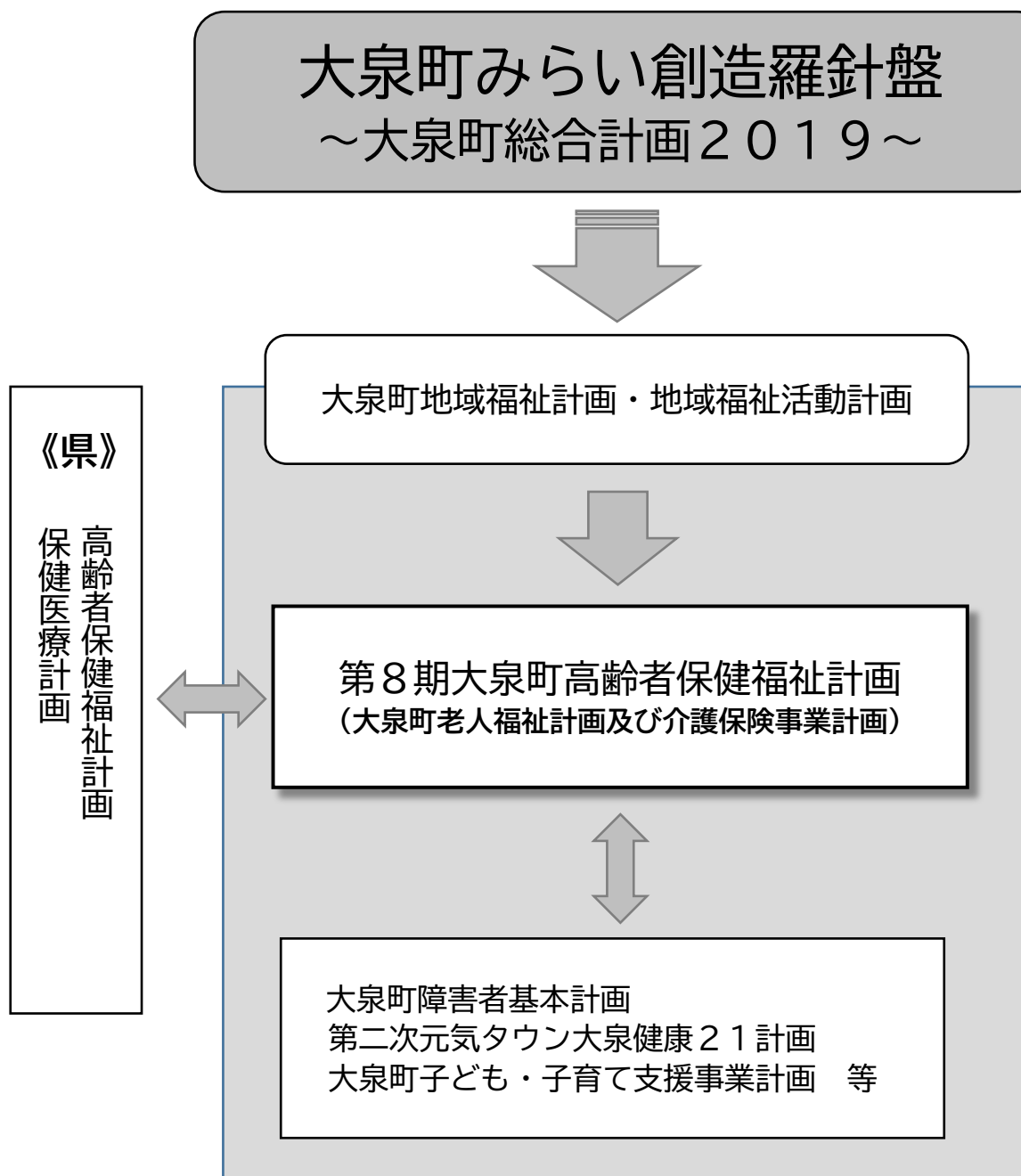
(市町村介護保険事業計画)

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」の高齢者保健福祉に関する個別計画として位置づけ、本町のその他の関連計画との整合性及び国・県の関連計画等との調和を図っています。

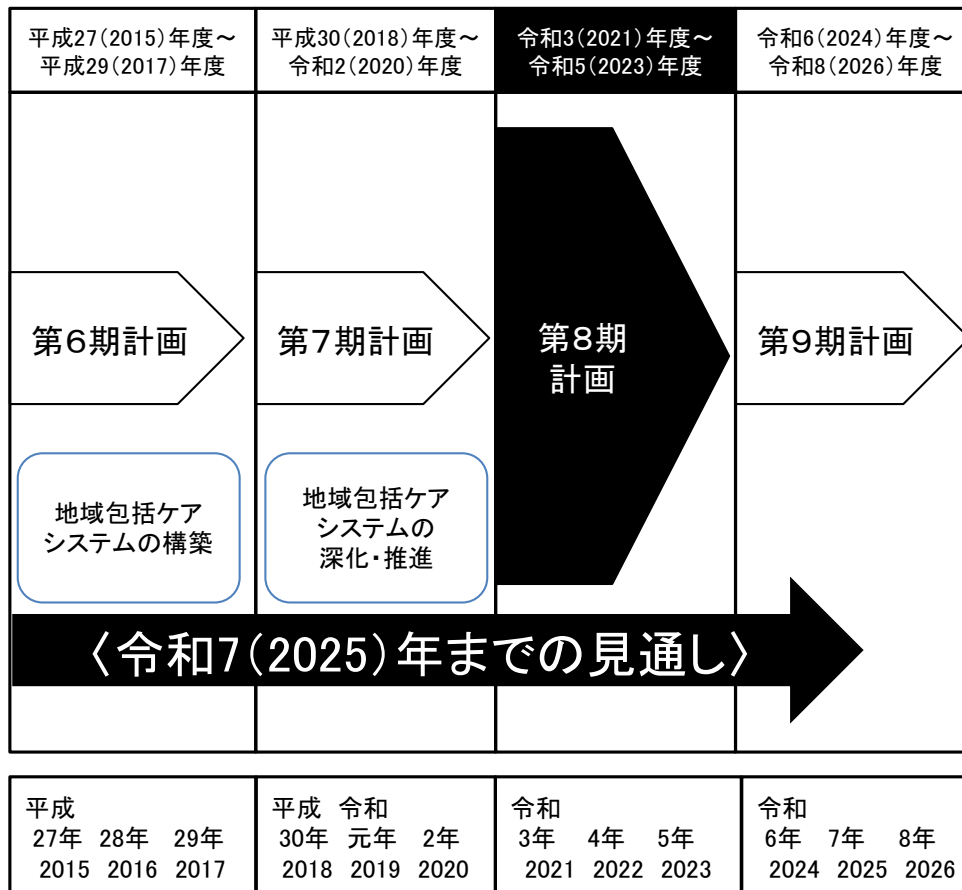
なお、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に規定する成年後見制度利用促進に関する市町村計画を内包しています。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画となっています。

介護保険法第117条第1項により3年を1期として定められている介護保険事業計画にあわせて3年ごとに見直しを行い、新たな計画を策定します。



▲
団塊の世代が75歳に

5 日常生活圏域の設定

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域のさまざまな主体が連携し、支えていくことが必要です。

このため、地域包括支援センターを中心として、医療・保健・福祉関係者をはじめ、地域の連携により、包括的・継続的なケアマネジメント体制の強化を図ります。

本町の日常生活圏域については、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、保健福祉や医療関連の施設に加え、公共施設や交通網、さらには、こうした地域資源をつなぐ人的なネットワークの存在も重要な要素として考慮する中で、町域全体を1つの圏域として設定し、地域に密着したサービス提供の充実を目指します。

6 制度改正の概要

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が75歳以上になる令和7（2025）年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年の状況を視野に入れ、介護需要傾向を把握し、サービス整備の必要量等を勘案する。

(2) 地域共生社会の実現

多様な経路で社会とつながり参画できるよう、包括的な支援体制の整備を図る。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

一般介護予防事業を推進するための環境整備や保険者機能強化推進交付金等の活用、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化を図る。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえながら、都道府県と連携し質を確保する。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえることや、教育等の分野とも連携する。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

都道府県と連携しながら、介護人材や、総合事業等の担い手の確保、介護現場の業務改善等を図る。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

災害の発生や感染症の流行に備え、関係機関との連携を推進する。